

# 健康づくり推進協議会

---

令和7年度 第2回

令和8年度の事業計画について

令和8年2月3日

## 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

### ○ データ分析に基づく事業実施

#### ① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。

#### 【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

#### ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。

#### 【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

#### ③ 分析結果からの情報発信

- ・ 他の協会支部で実施された事業や医療費・健診データ等の分析手法を参考にしつつ支部の課題の分析を実施する。分析結果については、関係団体への情報発信・共有することで「顔の見えるネットワーク」を構築し、地域・職域における健康づくりや医療費適正化に取り組む。
- ・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

### ◆ 支部独自事業

- ・【新規】「代謝リスクに関する要因分析結果等を踏まえたコンテンツの提供」
- ・【継続】「医療費等データに基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施」
- ・【継続】「令和7年度に実施したメンタルヘルスに関する要因分析の更なる深掘分析及び情報発信」

#### 【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。

## ○ 健康づくり

### ① 保健事業の一層の推進

#### i) 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組

- ・ 島根支部目標(2024(令和6)年度から6年後の2029(令和11)年度に達成する目標):被保険者・被扶養者の代謝リスクの保有率1%減(2022(令和4)年度:17.96% → 2029(令和11)年度:17.00%)
- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、策定した第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。
- ・ なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点(令和11年度末)で6年後に達成する目標(健康課題を踏まえた検査値等の改善目標)を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期(令和9~11年)の実行計画をより実効性の高い計画とする。

### ◆ 支部独自事業

- ・【継続】「島根県との共催によるウォーキングイベントの開催」

#### ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・ 地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。
- ・ 契約保健師及び管理栄養士について、特定保健指導はもとより、新たな役割として重症化予防やコラボヘルスなどの保健事業の取組を進める。

## ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を参考に、実施率の向上に努める。
- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診(特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの)について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、協会主催の集団健診の実施や市町村との協定締結による連携を活用し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、「骨粗鬆症検診」や「眼底検査」等の集団健診時のオプション健診を活用し、実施率の向上を図る。
- ・ 事業者健診結果データの取得について、2025(令和7)年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会(三者間)での新たな提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。
- ・ 健診体系の見直しとして2027(令和9)年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

### 【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029(令和11)年度の目標値(70%)が示されており、重要度が高い。

### 【困難度:高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

### ◆ 支部独自事業

- ・【継続】「島根県西部地域での集団健診(被保険者)」
- ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者(被保険者)への直接勧奨」
- ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
- ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
- ・【継続】「協会主催の集団健診(被扶養者)」

- KPI: 1)生活習慣病予防健診実施率を74.0%以上とする  
(実施対象者数(被保険者40歳以上):100,929人 実施見込者数:74,688人)
- 2)事業者健診データ取得率を12.9%以上とする  
(実施対象者数(被保険者40歳以上):100,929人 実施見込者数:13,020人)
- 3)被扶養者の特定健診実施率を38.5%以上とする  
(実施対象者数(被扶養者40歳以上):18,725人 実施見込者数:7,210人)

### ③ 特定保健指導実施率及び質の向上

#### i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022(令和4)年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・ 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- ・ 遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。

#### ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

#### 【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029(令和11)年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

#### 【困難度:高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI: 1)被保険者の特定保健指導実施率を40.3%以上とする  
(実施対象者数(被保険者40歳以上):16,840人 実施見込者数:6,787人)
- 2)被扶養者の特定保健指導実施率を39.8%以上とする  
(実施対象者数(被扶養者40歳以上):636人 実施見込者数:254人)

#### ④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質、胸部エックス線等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性を説明する。
- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じた啓発を推進する。
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関にて、健診直後の早期に健診結果による階層化と受診勧奨をセットで勧奨業務として、委託し、実施する。
- ・ 未治療者への全国一律で実施する一次勧奨実施後に、支部から二次勧奨文書の送付及び外部委託にて電話による受診勧奨を実施する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

#### 【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

#### ◆ 支部独自事業

- ・【継続】「外部(健診機関等)委託による要治療者に対する受診勧奨(健診直後の早期における勧奨)」
- ・【継続】「外部(業者)委託による要治療者に対する受診勧奨(二次勧奨時における勧奨)」
- ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策(専門機関による保健指導)」

- KPI: 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする  
(※)胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

#### ⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 「ヘルス・マネジメント認定制度」(健康宣言事業)について、健康宣言事業所(以下「宣言事業所」という。)数及び認定事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を向上させるため、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 宣言事業所に対する健康づくり支援講座(出前講座)について、講座数を拡大させるとともに利用事業所数の拡大に取り組む。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、県や市町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(運動や食事、メンタルヘルス対策や女性の健康など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを検討、推進する。
- ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等の関係団体と連携した取組を積極的に実施するとともに出前講座等の実施により、事業所における取組の底上げを図る。

#### 【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

#### ◆ 支部独自事業

- ・【継続】「外部委託業者による健康づくり出前講座」
- ・【継続】「健康経営に関する情報誌による情報提供」
- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度における認定証等の交付及び表彰」
- ・【継続】「健康経営セミナー」

- KPI: 健康宣言事業所数を1,621事業所(※)以上とする (※)標準化された健康宣言の事業所

## 継続

### 1 医療費等データ分析に基づく自治体と連携した地域課題に対する施策の実施

## 課題

#### ➤ 目的

二次医療圏や市町村単位での医療費分析等データを活用し、住民に身近な自治体と共同で広報を実施することで、受け手にとって身近な健康課題として認識させること。

#### ➤ 実施概要

医療費、健診結果データを用いて、二次医療圏や市町村単位ごとに、その地域の健康課題の特徴を分析し、それによって得られた内容から地域に特化したチラシを作成する。作成したチラシは、市町村の広報誌等とセットし、市町村が配布を行う。

## 新規

### 2 代謝リスクに関する要因分析結果等を踏まえたコンテンツの提供

## 課題

#### ➤ 目的

島根支部の課題である「代謝リスク」や「運動習慣」に対する啓発と行動変容を促し、加入者の健康への意識醸成を図ること。

#### ➤ 実施概要

令和6年度に実施した「代謝リスクに関する要因分析」の結果等を踏まえ、WEBで手軽に閲覧できる「代謝リスク」や「運動習慣」に関するコンテンツや事業所が従業員への研修の際に視聴できるようなDVD-R等の媒体も作成し、代謝リスクが高い業態を中心にさまざまな媒体・機会を活用した事業所・加入者へ情報発信を実施する。

➤ **目的**

関係団体への情報発信等による加入者全体のメンタルヘルスに関する健康意識の醸成と行動変容を促すこと。

➤ **実施概要**

島根支部における健康課題の一つであるメンタルヘルスに関して、前年度までの分析結果を踏まえたポピュレーションアプローチに向けた深掘分析を実施し、産業保健総合支援センター等の関係団体と連携しながら、事業者・加入者を対象に効果的な情報発信を実施する。

実施に当たっては、メンタルヘルスに精通する専門家のアドバイスを得ながら、支部の実情（顔の見えるネットワークの構築状況）を踏まえうえで、適切に発信を行うこととする。

KPI

インセンティブ

## ➤ 目的

事業者健診結果取得率の向上を図ること。

## ➤ 実施概要

外部委託業者による事業主からの事業者健診結果に関する提供依頼書の取得、健診結果票取得に向けた事業所への勧奨並びに健診結果票取得後のデータ作成を実施。

KPI

インセンティブ

## ➤ 目的

事業者健診結果取得率の向上を図ること。

## ➤ 実施概要

県内医療機関で利用されている地域医療情報ネットワークから、事業主同意に基づき、事業者健診結果データの提供を受ける。

## ➤ 目的

KPI

インセンティブ

特定健診受診率向上を図ること。

## ➤ 実施概要

特定健診対象者に対して、受診機会の拡大を図るため、協会主催の集団健診を実施する。実施に際しては、オプション健診の追加や、市町村が行うがん検診の同時実施などを行うことで、受診者数の増加に繋げる。また、健診当日の特定保健指導も併せて実施する。

## ➤ 目的

KPI

インセンティブ

生活習慣病予防健診受診率向上を図ること。

## ➤ 実施概要

健診閑散期に当たる第4四半期に生活習慣病予防健診の集団健診を実施する。

主に協会の健診案内は事業所あてに行われているところを、健診未受診者個人あてに勧奨を実施し、当年度未受診者である被保険者の受診機会を提供する。

## ➤ 目的

KPI

インセンティブ

生活習慣病予防健診受診率向上を図ること。

## ➤ 実施概要

契約健診機関が少なく健診実施枠が不足している県西部地域において、主に秋季での健診実施枠確保のため、検診車を有する健診機関での集団健診を実施する。

## ➤ 目的

KPI

インセンティブ

生活習慣病予防健診受診率向上を図ること。

## ➤ 実施概要

本部作成パンフレット以外に支部独自の分かりやすいチラシを作成し、毎年度事業所へ送付する健診案内に同封する。  
また、特定保健指導に関するチラシを併せて作成する。

➤ 目的

特定健診受診率向上を図ること。

KPI

インセンティブ

➤ 実施概要

被扶養者へ案内している ①特定健診 ②家族のためのがん検診パック ③市町村のがん検診の3種類の健診について、保険者協議会が作成するパンフレットも活用しながら、支部独自の内容としてパンフレットを作成する。また、協会けんぽの被扶養者でも受診可能な市町村主催の集団健診への市町村ごとに個別にチラシを作成し受診を促すなど、あらゆる機会を捉えて広報を実施する。

➤ 目的

生活習慣病予防健診等を受診した結果、血圧・血糖・LDLコレステロールの検査結果が要治療域にある被保険者等について、早期に医療機関への受診を勧奨し、適正な医療を受けることで、高血圧症等生活習慣病の重症化の予防を図ること。

KPI

インセンティブ

➤ 実施概要

【対象者】

健診結果が、右記〈要治療者等の基準〉に該当する者。

【実施内容】

健診受診 1 か月以内に健診実施機関から対象者に対して電話にて受診勧奨を行う。

〈要治療者等の基準〉

- (血圧)
- ・収縮期血圧：160mmHg 以上
- ・拡張期血圧：100mmHg 以上
- (血糖)
- ・空腹時血糖：126mg/dl 以上
- ・HbA1c：6.5% 以上
- (脂質)
- ・LDL-C：180mg/dl 以上

※上記の項目でいずれか1つ以上に該当する者

KPI

インセンティブ

### ➤ 目的

生活習慣病予防健診等を受診した結果、血圧・血糖・LDLコレステロールの検査結果が要治療域にある被保険者について、早期に医療機関への受診を勧奨し、適正な医療を受けることで、高血圧・糖尿病等の重症化の予防を図ること。

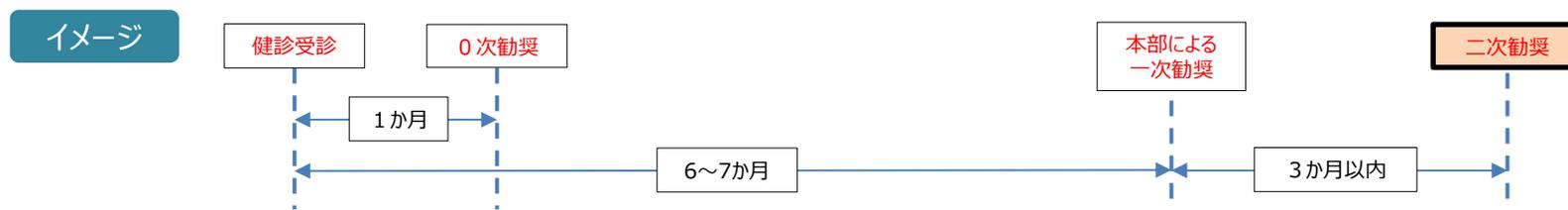
### ➤ 実施概要

#### 【対象者】

健診機関で行う0次勧奨の後、本部が行う一次勧奨実施後の回答等を踏まえ、支部が勧奨を行う必要があると判断した者。

#### 【実施内容】

- ①本部の一次勧奨後に、一次勧奨に対する回答等を踏まえた対象者あて文書と事業所あて文書を支部から発送
- ②文書送付後2週間をめぐり外部委託先から事業所を経由しての電話による受診勧奨を実施



## ➤ 目的

KPI

インセンティブ

糖尿病性腎症のリスクを保有している加入者を対象に、腎機能低下の遅延及び人工透析導入の予防または人工透析の導入時期を1年でも遅らせ、医療費適正化を図ること。

## ➤ 実施概要

糖尿病性腎症について、高度な医療知識があり、島根県の地域医療に精通した保健指導専門業者を選定し、対象者との4回以上の面談を含む約6か月間の保健指導を実施する。

## ➤ 目的

KPI

「ヘルス・マネジメント認定制度」の普及を図り、県内の健康経営を推進すること。

## ➤ 実施概要

健康宣言事業である「ヘルス・マネジメント認定制度」において、認定した事業所に認定証を交付し、積極的な取り組みを促す。

また、同制度の中で、取組を5年継続かつ成果の優秀な事業所を島根県知事と支部長の連名で表彰することで、制度の認知度向上に繋げる。

さらに、認定から外れた事業所等に向けた保健師からのフォローアップの実施など、認定事業所拡大に向けた取組みを検討する。

## ➤ 目的

健康宣言事業所に対して健康経営セミナーの開催を通じて、健康づくりの取り組みの支援を図ること。

## ➤ 実施概要

健康宣言事業所への健康づくりをテーマとしたセミナーを実施する。

(参考) 令和7年度開催概要：有識者による基調講演、健康づくりを実践されている事業所からの事例紹介とパネルディスカッション

## ➤ 目的

健康宣言事業所に対して出前講座を提供し、健康づくりの取組み支援を図ること。

## ➤ 実施概要

健康宣言事業所を対象とする出前講座について、魅力的なテーマをそろえるため、支部保健師等で対応できない専門的な内容を外部委託業者からの講師派遣により実施する。また、支部保健師による出前講座体験会の開催を検討するなど、出前講座の認知度向上に取り組む。なお、実施するテーマは以下のとおり。

- ・運動関係および腰痛等の業種ごとの課題に応じた健康づくり出前講座
- ・歯科に関する出前講座
- ・女性の健康に関する出前講座 等

➤ **目的**

健康経営に関するフォローアップの一環として、事業主及び事業所の健康づくり担当者の健康経営に関する理解度及び知識向上、ならびに従業員の健康づくり、ヘルスリテラシーの向上を図ること。

➤ **実施概要**

健康経営を実践されている事業所取材記事等にあわせて健康経営や健康づくりに関するタイムリーな情報、発行する季節に即した有益な健康情報等が掲載された情報誌を作成する。情報誌は、セミナー開催等イベント案内や関係団体の健康づくりに関するツール等を紹介したチラシを同封し、年4回程度、健康宣言事業所に送付する。

➤ **目的**

イベントを通じて、加入者の運動習慣及び健康増進への意識啓発を行い、運動習慣の定着を図るとともに、リスク保有率の改善を図ること。

➤ **実施概要**

支部の課題である運動習慣の低さについて、島根県でも同様の課題があるため、県と共催によるウォーキングイベントを開催する。実施に当たっては、共催である県及び後援団体とともにWEBツールを活用し、いつでも参加できる形でのイベントを開催する。

なお、支部はチラシ等広報ツールの作成、イベントの周知広報を担当し、県は主にウォーキングイベントの企画運営と自治体等関係機関への周知依頼を担当する。

支部が実施する周知広報の施策としては、事業所・加入者を対象とした既存の支部広報媒体の活用によるものと全県的に行う広報（WEB広告、折込等）に加え、健診結果から運動習慣の定着を特に促したい地域をターゲットとしてさらに広報を実施し、当該イベントへの参加者数の増加による県内の健康づくりへの機運上昇を通じた加入者の運動習慣の改善、代謝リスク保有率の改善等を図る。

## 2. 島根支部のインセンティブ制度に係る令和6年度実績（令和6年4月～令和7年3月）

参考

令和5年度～令和6年度比較（得点および順位）

	①特定健診等の 実施率の得点	②特定保健指導の 実施率の得点	③特定保健指導対 象者の減少率の得 点	④医療機関への受 診勧奨基準におい て速やかに受診を 要する者の医療機 関受診率の得点	⑤後発医薬品の使 用割合の得点	総得点
令和6年度実績 (令和8年度料率に反映)	<b>77.7</b> (11位↗)	<b>117.1</b> (1位↗)	<b>84.0</b> (18位↗)	<b>42.4</b> (43位↘)	<b>62.9</b> (5位↘)	<b>384.1</b> (2位↗)
<参考> 令和5年度実績 (令和7年度料率に反映)	77.1 (14位)	88.7 (2位)	76.6 (29位)	52.1 (16位)	69.2 (2位)	363.8 (3位)
全国平均点	70.0	70.0	80.0	50.0	50.0	320.0

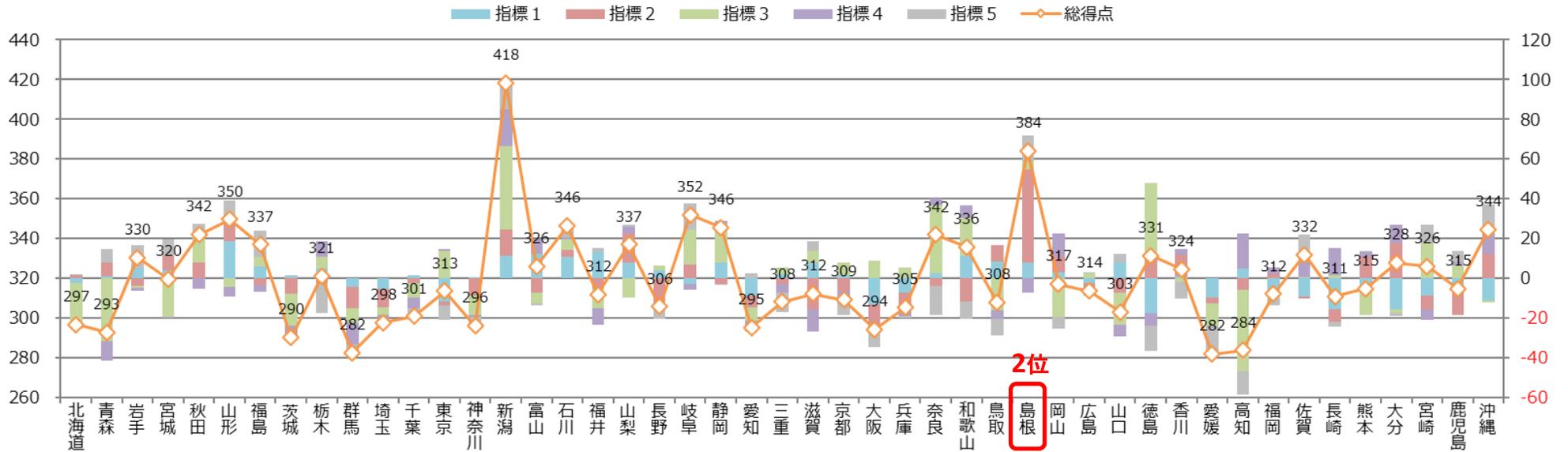


インセンティブによる島根支部の保険料率減算効果 **0.13%**

# 令和6年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

参考

## 5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差



【総得点】

【全国平均との差】